

循環型社会形成推進地域計画に関する調査研究 平成 18 年度報告書(概要版)

平成 19 年 10 月

社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会

1 はじめに

平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金制度がスタートした。この制度は市町村等が 3R を推進する広域的な循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)を都道府県・国と意見交換して作成することにより国から施設整備の交付金の交付を受けるものである。

地域計画は、環境省のホームページによると平成 19 年 5 月現在 240 の地域計画が作成され、すべての都道府県内で作成済みである。

本調査研究は、作成済みの地域計画について、その内容の集計・解析、作成自治体等へのヒアリングをもとに地域計画の内容、作成手続き、事前に準備する事項、課題と解決策等について検討を行ったものである。

2 調査対象

(1) 集計・解析の対象とした地域計画書

- ・平成 19 年 1 月現在で環境省ホームページに掲載された 158 計画
- ・人口 5 万人以上又は面積が 400km²以上の 135 地域とその他の 23 地域に区分

(2) ヒアリング対象

- ・5 自治体、2 都県、1 地方環境事務所、環境本省の 9 団体

3 地域計画の集計結果

主な集計結果を要約したものを各表に示す。

人口及び面積の対象要件を満たす 135 の地域計画の基本諸元は、表 1 のとおりである。単独市町村作成が 65 計画で全体の 48%、複数市町村作成が 52%を占める。計画期間は 5 年のものが大部分であり、最大 7 年となっている。

表 1 135 地域計画の基本諸元

構成市町村数		人口		面積		計画期間	
1	65	~20 万人	93	~200 km ²	38	5 年	109
2~4	48	20~100 万人	37	200~400 km ²	30	6 年	19
5~	22	100 万人~	5	400 km ² ~	67	7 年	7
		平均約 30 万人		平均約 553km ²			

表2 ごみ排出量の削減目標 (単位:%)

事業系		家庭系		総排出量
排出量	原単位	排出量	原単位	
△6.2	△8.9	△5.2	△9.2	△5.8

(注) 135 地域計画の削減目標記載値の単純平均

表3 その他の主な目標値

再生利用率(%)		最終処分率(%)		発電量(MWh/yr)	
現状	目標	現状	目標	現状	目標
18.6	26.5	14.8	9.2	43,367	55,767

(注) 135 地域計画の目標記載値の単純平均

表4 施設整備計画

施設整備の区分	事業件数
マテリアルリサイクル推進施設	133
エネルギー回収推進施設	55
有機性廃棄物リサイクル推進施設	24
最終処分場	46
浄化槽整備・浄化槽市町村整備	70
その他	18
合計	346

(注) 158 地域計画に記載された施設整備件数の合計。国の交付要綱が18年度事業から改正されたため施設の種類の名称が年度により異なる場合があるが、改正後の交付要綱の名称に合わせ分類集計した。

表5 主な施設の整備規模

項目	エネルギー回収施設 (トン/日)	最終処分場(m³)
平均値	252	239,120
最大値	600	3,500,000
母数	46	41

(注) 158 地域計画に記載された主な施設の規模

4 地域計画作成上の問題点と解決の方向

ヒアリングや集計結果等から地域計画の作成上の問題点とその対処の方向について検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 複数の市町村の計画作成

複数の市町村で計画をつくる場合、単に個々の市町村の目標値や施策を束ねたものとなっているものが大半であり、広域的な計画をつくるためのベースとなる基礎調査や意思決定方法などの手法の検討、共同で実施する施策の検討等が求められる。

(2) 目標設定と 3R 施策

目標値は、3R の趣旨に沿ってごみの減量、再使用の推進等が図られる設定が必要である。ただし大都市近郊の地域等では施策を推進しても総量の減量は困難な場合もあるので慎重な検討を要する。

目標値や施策設定は、直近の一般廃棄物処理計画の内容及びその検討資料に基づき、設定された目標及び施策に基づき編集作業を行えばよい。しかし、処理計画の策定期間から間が空くときなどは、処理計画の見直しを先行させてから地域計画の作成を行う手順が望ましい。このときに施策と目標値との定量的な関係の把握が必要である。

3R 施策は、自治体には永年の蓄積があり、すでに多くの施策が実施されているものの、目標値を達成するためのさらに強力な施策も必要となる。特に有料化の検討・実施が求められてくる。

また、低炭素社会を目指すための目標設定と施策も今後必要となる。

(3) 処理方式の比較検討、規模算定及び費用算定

交付金制度は、地方自治を尊重する制度であるため、補助金制度の下では国・都道府県が行っていた申請図書チェック、審査などは行われない。すなわち環境省では規模算定や費用算定について質問等をせず、市町村の責任の下で実施することとなる。都道府県では、市町村からの求めによる技術的アドバイスや計画書案の内容確認などを行っている。このように都道府県や国への資料提出や説明が補助金制度のときと比べて省力化していることは間違いないものの市町村で事業の実施を意思決定するための比較検討や規模・費用算定等は、従来と変わらず十分な調査検討を踏まえ実施する必要がある。費用の算定はメーカ見積もりによらない方法により実施するために、国のデータベースの速やかな整備が必要である。

(4) 計画の公表

地域計画書は、その内容が一般廃棄物処理計画等で決まっいて市民にも周知されていること、都道府県や国との行政的なやりとりに利用されるものなどの考え方から、あえて市民に公表する必要がないとの考え方をしてしている市町村がほとんどである。このため計画書自体は公表されておらず、作成マニュアルに記載されている計画のフォローアップの公表が実施しにくいものと判断される。このため計画書又はその概要について何らかの公表を実施しておくことが望ましい。

5 計画作成手順と事前検討事項

地域計画作成の望ましいタイミングを図1に示す。

3R や廃棄物処理の基本方針や目標設定・施策、施設整備の基本方針等の基本的事項は、一般廃棄物処理基本計画で定められるため、地域計画を作成するときは、まず、この計画を改定する必要がある。次に施設のおよその位置や規模、費用について概ね固めておく必要がある。財政当局や議会等への説明にも不可欠である。このため施設基本構想に関する調査、建設用地選定に関する調査が必要となる。

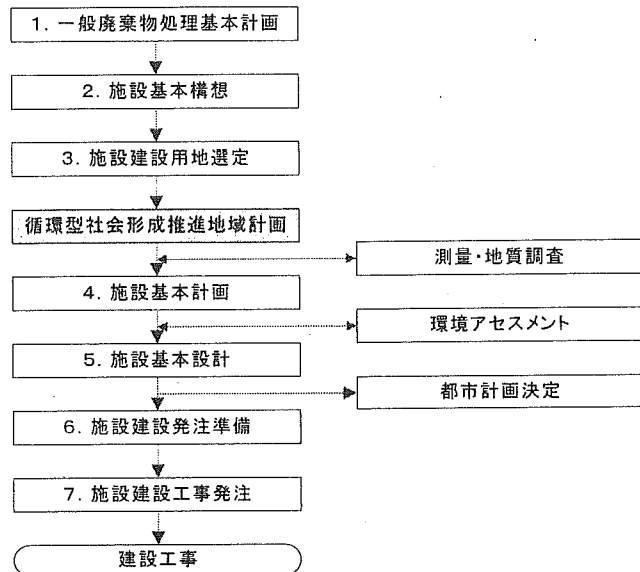


図1 地域計画策定のタイミング

これらの調査成果を踏まえ、地域計画の作成(編集)を行うことが望ましい手順である。したがって事前に検討しておく内容は、大別して以下の3点である。

① 一般廃棄物処理基本計画における検討事項

- ・ 基本的な方向(理念、基本方針)
- ・ 排出量、再生利用量、最終処分量などの目標の設定
- ・ 目標達成のための排出抑制、再使用及び再生利用の推進に関する施策
- ・ 施設整備の必要性

② 施設基本構想

- ・ 概略規模
- ・ 処理方法の比較検討
- ・ スケジュール
- ・ 概算費用

③ 施設建設用地選定

この概要版及び本編に関するお問い合わせ先 (社)日本廃棄物コンサルタント協会
 住所:〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-20 エステックビル 3階
 TEL:03-5822-2774 FAX:03-5822-2775
 Eメール:jwc@haikonkyo.or.jp